



## 送付嘱託書への回答書

福島地方裁判所民事第一部

裁判所書記官 川村 弘志 殿

平成25年11月28日

被告東京電力株式会社

訴訟代理人弁護士

同

同

貴庁平成25年(ワ)第38号,同第94号及び同第175号原状回復等請求事件(以下「本件訴訟」という。)に関する貴庁からの平成25年11月14日付け送付嘱託書(「本嘱託書」という。)に対し,以下のとおり回答する。

### 【ご回答】

必要性がないと考えるため,送付嘱託には応じかねる。

### 【理由】

#### 1 被告東京電力に対する原告らの請求との関係での必要性について

本件訴訟において,原告らは,被告東京電力に対して民法709条に基づいて本件事故による精神的苦痛の損害賠償を求めており,かかる損害は,原賠法2条2項に規定される「原子力損害」に該当するものであるところ,原賠法は,原子力事故による影響が広範に及び得ること等を踏まえ,原子力事業者に無過失での民事賠償責任を負わせるとともに,原子力事業者にかかる賠償責任を集中し(当該原子力事業者以外の者の賠償責任を民法709条に基づく請求を含めて法律上免責し),かつ,原子力事業者には予め原子力事故に備えた保険及び補償契約の締結等の損害賠償措置を講ずる義務を課すこと等によって,当該原子力事業者による損害賠償が迅速かつ十全に行われることを確保しようとするものである。このように,原賠法に基づく原子力事業者の無過失賠償責任は,民法上の不法行為法の特則に当たり,原子力損害については,民法709条の適用は排除され,専らこのような原賠法が定める特別の法体系の下でその解決が図られることが法令上予定されているものであるから,原告らは,そもそも民法上の不法行為に基づいて損害賠償を求めることはできない(水戸地判平成20年2月27日・判例時報2003号67頁)。

したがって、これまでも繰り返し述べているとおり、本件訴訟においては、被告東京電力についての民法709条所定の責任要件の有無については審理の対象とならないものである。

よって、本嘱託書における「送付を求める文書」（以下「本件文書」という。）については、本件訴訟における被告東京電力に対する審理の観点からは取り調べを行う必要性がない。

また、原告らの原状回復請求との関係においても、金銭賠償を定めた民法709条はその請求根拠にならないから、かかる観点からも、本件文書の取り調べを行う必要はないものである。

## 2 被告国に対する原告らの請求との関係での必要性について

また、被告国に対する原告らの請求との関係については、今後、第5回口頭弁論以降、原告らの主張に対する被告国による主張・立証がなされることが予定されていると承知しているところ、現時点では両当事者間の争点も不分明である上、原告らの主張の性質上、行政権の発動に当たっての被告国による認識・判断の内容がここでの問題となるものと想定される。

したがって、被告東京電力における内部的文書等については、本件訴訟における被告国に対する原告らの請求の審理の観点からみても、その取り調べの必要性はないものと思料する。

## 3 被告東京電力による社内調査結果について

なお、被告東京電力においては、本件事故について、事故以前の対応を含めて、社内に「福島原子力事故調査委員会」を設置して調査を行い、社外有識者からなる事故調査検証委員会の検証を経て、平成24年6月20日に「福島原子力事故調査報告書」をとりまとめて、公表していることを申し添える。

[http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima\\_np/interim/index-j.html](http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima_np/interim/index-j.html)

以上